平成２８年度第１回さいたま市都市農業審議会 議事要旨

日　時	平成 28 年 7 月 26 日（火）14:00～16:00	場　　所	ときわ会館５階　小ホール
出席者 （敬称略）	【審議会委員】 委員長：後藤 光蔵（武蔵大学 名誉教授）　星野 勝太郎（ＪＡさいたま 代表理事組合長） 副委員長：萩原 知美（さいたま市女性農業者連絡協議会 会長）　森田　忠（ＪＡ南彩 代表理事組合長） 齊藤 倫夫（埼玉県さいたま農林振興センター 所長）　柳　時機（株式会社安楽亭 代表取締役社長） 若谷 茂夫（さいたま市農業委員会 会長）　滝澤　正文（市民公募） 見川 せつ子（ＪＡさいたま女性部 部長）　島田 由美子（市民公募） 高橋 美彌子（ＪＡ南彩女性部 岩槻支部長）　岸　千晴（さいたま市経済局農業政策部 部長） 飯山 正樹（さいたま市認定農業者連絡協議会 会長） 【事務局】 さいたま市（岡野、三瀬、渡邊、増田、船間、井上）		
公開又は非公開の別	公開（傍聴者　０人）		

第１回さいたま市都市農業審議会開催に先立ち、委員の任期満了に伴う新委員の委嘱状交付式を開催した。

１　開会

２　委嘱状交付

３　副市長あいさつ

４　委員及び事務局紹介

５　委員長・副委員長選出

委員互選により、委員長に後藤 光蔵氏、副委員長に萩原 知美氏が決定。

６　委員長・副委員長あいさつ

後藤委員長：副市長のあいさつにもあったが、これから農業者、行政、市民が一体となって、どうやって農業を継続させ、守り発展させていくかが問われる時期を迎える。その前に開かれる審議会である。委員の皆さんは、一線で活躍されている方ばかりであり、議事が円滑に進むようご協力いただければと思う。

萩原副委員長：先輩方がいらっしゃる中で、若輩者である私が引き受けることになった。昨日取材を受けたが、次の時代の子どもたち、後継者たちをどのように育てるかということを話した。今、私たちができることは、次の時代のことを考えていかなければならないことである。その意味でも今が一番大事な時期だと思うので、自分なりに考え、皆さんの意見も尊重しながらやっていきたいと思う。

７　議　題

（１）さいたま市における都市農業の振興について

・さいたま市農業振興ビジョンについて

資料１　さいたま市農業振興ビジョンについて

①都市農業振興基本法に基づく国の都市農業振興基本計画の閣議決定等を踏まえ、今後、さいたま市においても地方計画の作成を検討することとなると思うが、その点についてどうお考えか。（後藤）

→さいたま市においては、いわば「さいたま市農業振興ビジョン」が市の地方計画版であり、性格的にも似ているところがあると考えている。そういった状況も勘案し、場合によっては審議会に諮り、地方計画の作成を検討していきたい。（事務局）

②本市において定めている「さいたま市農業振興ビジョン」は、さいたま市都市農業の振興に関する条例に基づく「基本指針」でもあり、内容については、国が求めるものとほとんど変わらないと考えているが、現状と合わない部分、足りない点は、本審議会からご意見をいただきながら、対応していきたいと考えている。（岸）

・農業振興施策重点プロジェクトの進捗状況

資料２　さいたま市農業振興ビジョン重点プロジェクト推進目標管理表

③ビジョンを改定した当時と現状が合わなくなってきているものがある。エコファーマーについては、更新するのではなく、むしろ現在はＧＡＰ（生産工程管理）が主流となりつつある。指標そのものを変えることは難しいが、現状を踏まえ、審議会の方々からご意見、アイディアをいただきながら弾力的に対応していきたい。（岸）

④特別栽培農産物件数が既に最終年度の目標数を達成していることは、安全安心な農産物を作る農家がそれだけ増えているということであり、評価できる。また、栽培収穫農園体験数も目標を大幅に超えて達成しており、これも体験できる市民が増えているということで評価できる。（島田）

⑤特別栽培農産物件数は、どのようにカウントしているのか。（後藤）

→農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行の 5 割以下に減らして栽培された農産物であり、埼玉県が認証している。認証には、毎年度の申請が必要となる。品目ごとに取得する必要があるので、同じ農家が複数認定を受けている場合がある。（事務局）

⑥新規就農者数の目標が平成 29 年度末で 50 人となっているが、その根拠はなにか。（萩原）

→積算根拠をもっていないためこの場でお示しできないが、農家の後継者や農業未経験者の参入等により、なんとか 19 名を確保できたというのが実態である。（事務局）

※会議後確認：目標設定当時は、平均 10 人／年の新規就農があり、近隣地域の状況等を踏まえ、50 人／4 年を目標値とした。

⑦農産物は作るだけでなく、売れることが大事である。直売所ごとに出品者数、売り上げのデータはないのか。（柳）

→それぞれの直売所ごとの売り上げは、市で把握はしていない。出品者数については、大きいところで 100 名以上のところもあれば、10 名ほどのところもある。（事務局）

⑧他のところでは、道の駅のような大きな農産物の販売所がある。「売る」場所が確保できれば生産の目途も立つと考えるが、さいたま市では、大規模な農産物直売所等を作る計画（案）はないのか。（柳）

⑨今後、緑区にある農業者トレーニングセンターの建替えに伴い、農業体験や農産物の直売ができる農業交流施設を作る計画の策定を市で検討している。（岸）

⑩他のところでは、幹線道路沿いに大きな直売所を作り、たくさんの農家が出品し売り上げている事例がある。さいたま市は、人口が多く消費も見込める、チャンスロスをしているのではないか。「売る」ということにもっと視点を置いて、注力してはどうか。（柳）

→さいたま市においては、農業協同組合が経営している直売所があり、場所により大きいところ、小規模なところはあるが、概ね市内を網羅していると考えている。（事務局）

⑪先ほど岸委員より話しのあった緑区大崎で検討している農業交流施設の資料は見せていただけるか。（島田）

⑫庁内で調整中の部分があるので、今回はお示しできないが、次回の審議会ではなにかしらの報告ができると思う。周辺の農家さんや既施設と連携し、ソフトが充実した施設を目指している（岸）

⑬私は、南区在住だが、南区は人口が多く購買意欲も高い。直売所は生産場所に近いところにあるのは、やむをえ

ない部分があるとは思うが、消費者に近い場所に直売所を作ることも将来計画の中に検討してほしい。（滝澤）

⑭埼玉県内にもいくつか道の駅があるが、事業として成り立たせるには、農家所得を向上させる必要がある。道の駅は、一定の売り上げの効果はあるが、目的が違うので、直売所として完璧であるとは考えていない。さいたま農業協同組合では浦和区木崎に大規模な直売所を平成 24 年 7 月 4 日にオープンした。そこは、ＪＡさいたまの夢が結実したものであり、目的は農家所得の向上である。直売所は郊外にあるものが多いが、木崎の直売所は街中に作った。木崎直売所の売り上げは、100 坪で 5 億円、埼玉県随一である。市内の特別栽培米を使った団子は、2 種類しかないが、毎日 200 箱が 4 年間完売となっている。農家所得が上がると、農業経営が安定し、魅力がでてくる。その結果、若手後継者が育っていく。また、消費者は手間をかけて調理する人と、出来上がったものを購入する人と 2 極化している。我々は、そういった消費者のニーズを把握し対応するため、皆で知恵を出し合い頑張っている。スイスでは、景観を維持しているのは農家の方々であり、国民もそのことを理解し、景観の維持に寄与するため、農産物は国産を購入することが当たり前となっている。我々も農業を維持し、新規就農を増やしていくには、消費者の意識も含め、何をしていくべきか考える必要がある。（星野）

⑮新規就農者がなかなか増えない中、さいたま市においては、農地も減っている、また農業従事者も高齢者が増えており、生産物を直売所まで運ぶことも困難になりつつあるという現状がある。（見川）

⑯新規就農者には、農家世帯員の新規就農者、農家世帯員以外の新規参入者、農業法人に雇われ農業に従事者した者の 3 つの区分があると思うが、さいたま市においては、新規参入者は何人くらいいるのか。（後藤）

→全くの新規参入者は数名いる。ただ、そういった人々は、農地の確保、農業用機械・施設の導入といった課題がある。（事務局）　※会議後確認：平成 27 年度 5 名

⑰埼玉県全体では、平成 27 年の新規就農者は 286 人、これは、農業産出額が全国第 2 位の茨城県、3 位の鹿児島県に匹敵する数である。そのうち、さいたま農林振興センター管内では 57 人、約 2 割である。新規就農者数は多い方であると考えている。県の農業振興ビジョンでは 5 年間で 1,550 人の確保を目標としている。（齊藤）

⑱286 名のうち、若い人、異業種からの参入者等の内訳はどの程度か。（若谷）

⑲異業種からの参入は非常に少ない。大学卒業後や中途で退職するなどタイミングの違いはあるが、やはりほとんどは農家の後継者である。（齊藤）

⑳新規就農、若い人の力は大切である。実際に新規就農者が農地を借りたり、機械、施設を導入しようとすると費用が莫大にかかる。遊休農地を解消、活用していくために、現在、国を挙げて取り組んでいる農地中間管理事業を市の農業振興ビジョンにおける重点プロジェクトの推進目標に盛り込んではどうか。（若谷）

㉑新規就農者を増やすことも大事だが、併せて、農業者の減少に歯止めをかける方策に取り組む必要がある。大企業や法人の参入でカバーできるかというと、さいたま市のような都市農業地域ではそれも難しい。小規模農業をどのように維持していくか。購買意欲が高い地域は、人口が多く、反面生産地が少ない。小規模農家は、多品種少量生産が多い。そのため、産地から購買意欲が高い地域までいかに効率よくリレー（輸送）できるか、そこの解決を目指していくことが重要である。（森田）

㉒さいたま市の直売所は、他県に比べダイナミズムに欠けている。もっと市や農協がリーダーシップをとり大々的にやってほしい。人口や商圏は非常に魅力的な地域なので、構想力、企画力が優れていれば資本の調達は比較的しやすい時代でもある。若い世代の素晴らしい案に期待したい。（柳）

㉓農業体験実施校数が減っているが、その件で実施に取り組んでいる萩原副委員長の見解を伺いたい。（後藤）

㉔学校関係者から、農業体験は予備日がないため柔軟な対応が難しいと聞いている。（萩原）

→協力いただく農家との調整もあるため、ご指摘については今後検討してまいりたい。（事務局）

㉕今回、事務局より報告のあった重点プロジェクトの途中経過については、結果についてきちんと原因を追究し、目標達成に向け、対策等を検討することが必要ではないか。（後藤）

→今回については、まずは現状の数字（実態）を報告させていただいた。今後は、年１回は進捗状況を報告し、その中で原因の掘り下げ、対策の立案をしっかりやっていきたい。（事務局）

（２）人・農地プランについて

資料３　人・農地プランについて

㉖出し手へのＰＲをもっとしっかりやっていく必要がある。（若谷）

→若谷委員のご指摘については、農業政策課も承知しており、なかなか出し手への有効なＰＲ手段が難しく、農業政策課においても試行錯誤している。農業委員会を始めとする関係機関と一体となって、ＰＲに取り組んでいきたい。（事務局）

㉗さいたま農業協同組合においても数年前に西部地域において貸し手と借り手のマッチングを行おうと試みたが、やはりなかなか上手くいかない。農地の貸し手と借り手の問題は、長い歴史があり難しい。（星野）

㉘農地中間管理事業は、農地中間管理機構が借り受け第 3 者に貸すという制度であるが、顔の見えない相手に長期間貸すことに強い不安がある貸し手もいる。（若谷）

㉙人・農地プランは「未来の地域の設計図」という趣旨に則ると、農地の貸し手借り手だけで作成するのでは狭すぎるのではないか。地域全体をどう作っていくかということを考えると、地域に関わるいろいろな方々が地域の話し合いに参加し、話し合うことが目指すべき方向性ではないか。（後藤）

㉚農地の貸し借りを行うなかで感じたこととして、特に異業種から参入する場合、とにかく農地情報が閉鎖的で分かりにくいということがある。隣接地でも賃借料が全然違うということがままある。農地を貸しやすいやり方、借りやすいやり方を検討し、双方にとって活用しやすい機能を整備することが重要である。その上でガイドラインを作成し、利用しやすい制度を整えていくことがこれから重要になっていくのではないか。（柳）

㉛農地を借り、ただ耕作すればよいというのではなく、農地周辺の草刈りや水路の整備など、その地域に関わる一員として、コミュニケーションをしっかりとる必要がある。地域の合意形成がきちんと作られるような農地の貸し借りをしていかなければならない。（森田）

㉜先に作った馬宮地域、春岡地域のプランは、今でた課題をクリアして作成されたのか。（島田）

→ひとつは、認定新規就農者の認定にあたり、人・農地プランへの掲載が条件となっているため作成をした。もうひとつは、平成 24 年度のアンケート調査で危機意識が高い地域を選定し作成したが、その先がなかなか進まなかった。（事務局）

㉝さいたま市においては３地域に分割されているが、エリアが広すぎるきらいがあるので、今後はより細分化した方が、具体的な地域の話し合いができるのではないか。（齊藤）

㉞プラン形成手順も含め、さいたま市にとってエリアをどのようにすれば一番よいかは、農業政策課でも検討しているところであり、今後の進め方については、次回以降の報告を待ちたい。（岸）

㊲前回から見直したプラン素案の報告は、いつぐらいの予定か。（後藤）

→現在見直しのための地域の話し合いを開催中である。審議会への報告スケジュールについては未定であるが、今年度中に開催する。（事務局）

（３）農業委員会法の改正について

資料４　農業委員会法改正について

㊳若谷委員から補足はあるか。（後藤）

㊴広範囲からの推薦が必要となるため、ＪＡの農家支部長が中心となり地域の方々からの推薦を検討いただきたいと考えている。さいたま農業協同組合、南彩農業協同組合に是非ご協力いただきたい。（若谷）

㊵公募時期はいつごろ予定しているのか。（星野）

→9 月議会の可決により決定するが、11 月ごろを予定している。（事務局）

㊶公募には推薦だけではなく、個人による公募も含まれるのか。（森田）

→個人の応募も含まれる。人数が定数を超えた場合は、選定委員会を開くことになる。（事務局）

㊷事務局が申し上げたことは、現時点では、あくまで仮定の話しであることに留意願いたい。（岸）

8　その他

事務局より、次回の日程については未定であること、議題については、人・農地プラン素案の妥当性審査である旨の報告があった。

9　閉　会

１６：００閉会